

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県中和土木事務所において閲覧できます。

令和三年七月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和三年四月九日奈良県指令中土第五三一二六号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和三年七月十三日中土第七三―七号

公共施設に関する工事の検査済証 令和三年七月十三日中土第七四―五号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

磯城郡田原本町大字千代八七〇番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市内膳町一丁目一番三号

細山商事株式会社 代表取締役 細山和郁

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 磯城郡田原本町大字千代八七〇番一の一部

下水道 磯城郡田原本町大字千代八七〇番一の一部